



令和3年度第2回理事会

議事録

令和3年6月11日（金）



公益財団法人武藏野市福祉公社

令和3年度 第2回 公益財団法人武藏野市福祉公社理事会

1. 開催日 令和3年6月11日(金) 午後3時00分から午後5時00分まで

2. 会場 本部事務所1階 会議室

Web会議システムZoomを使用しオンラインを併用

3. 理事の現在数 7名 (定足数 4名)

4. 出席者	会議室	理事長(議長)	萱場 和裕	常務理事	小島 一隆
	理 事	千種 豊	理 事	森安 東光	
-----	理 事	安藤 真洋	理 事	黒竹 光弘	
	W e b 理 事	大野 壽三枝			
	監 事	安田 大	監 事	大久保 実	

5. 欠席者 なし

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

日程第1 議案第2号 令和2年度事業報告について

日程第2 議案第3号 令和2年度決算報告について

日程第3 議案第4号 黒竹光弘理事の競業取引について

日程第4 議案第5号 黒竹光弘理事の利益相反取引について

日程第5 議案第6号 理事長の選定について

日程第6 議案第7号 評議員会に提出する理事候補者の推薦について

日程第7 議案第8号 公益財団法人武藏野市福祉公社の利用者等からの苦情への対応に関する規程に定める第三者委員及び公益財団法人武藏野市福祉公社公益通報への対応に関する規程に定める第三者委員の選任について

日程第8 議案第9号 令和3年度第1回評議員会の開催について

日程第9 報告事項1 第三期中長期事業計画進捗報告

日程第10 報告事項2 理事長及び常務理事の職務執行状況について

8. 議事録作成者 理事長 萱場 和裕

9. 議事録署名人 理事長 萱場 和裕

監事 安田 大

監事 大久保 実

10. 議事の経過及び結果

大野壽三枝理事、安田大監事及び大久保監事は本議場にいないが、w e b会議システムを用いて、出席者とは互いに音声及び映像が即時に伝わること、適時的確に意見表明ができる事を確認した。

萱場理事長より、傍聴希望はなく、出席理事7名（会議室6名Web会議システム1名）、定数7名につき、定款第35条により過半数を満たしており、理事会の成立が宣言された。定款に基づき、議事録署名人は、理事長と出席した監事2名とし、議事の審議に移った。

「日程第1 議案第2号 令和2年度 事業報告について」

「日程第2 議案第3号 令和2年度 決算報告について」

萱場理事長から一括審議の申出がなされ、ほかの理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

小島事務局長から、定款第9条に基づき監事の監査を受けたもので、詳細について次のとおり説明がなされた。

令和2年度の事業について、新型コロナウイルスの感染拡大防止を最優先したため、各種イベントや講座、研修などは休止や縮小し、研修の動画配信やオンライン会議を実施した。

緊急事態宣言の発出により、分散勤務を実施し、時差勤務や在宅勤務を取り入れた。その反面、利用者と接触が必須の業務では、不足する衛生用品を確保し、職員に感謝手当を支給した。年度末には、新型コロナウイルス陽性者へのケアを実施した。生活困窮者自立支援事業の相談件数等が増加し、担当職員を増員し、執務スペースを確保し対応した。

令和2年度事業計画で掲げた重点項目について、成年後見利用促進に係る中核機関の運営で

は「武藏野市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会」を2回開催し、また、制度周知の講演会を実施した。

福祉・介護人材の確保に向けた取り組みについては、介護職や社会福祉士等を採用したもの、退職者や業務量の増のため、引き続き確保に取り組む。

本部事務所の建替えの検討については、新社屋建設準備委員会を設置し、令和2年12月には委員会からの報告書が提出された。

財政状況については、新型コロナウイルスの感染拡大が大きく影響し、多くの事業でマイナスとなった。

権利擁護センターの事業について権利擁護課石橋課長から次のとおり説明がなされた。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により様々な影響を受けた。訪問、面会の代わりに電話連絡等で支援を継続した。生活困窮者自立相談支援事業では、相談者が激増したことにより令和2年度増員した相談専門職はほぼ本事業へ充当した。

事業番号1つながりサポート事業では、利用者の入退院や没後など、もしもの時に備えるサービスで、新たに日常的金銭管理サービスのオプションを新設したが、契約には至らなかった。年度末利用者数は80世帯90人で入院入所、緊急対応等の個別サービスは、71回132時間提供した。エンディング相談支援事業は、前年度より増加し15件15時間提供した。

事業番号2権利擁護事業では、権利擁護レスキュー実支援者数は35人、同新規契約者数は18人、年度末利用者数は7人で、老い支度講座については、より具体的なニーズに応えられるよう努めた。法律相談、一般相談等も変わりなく実施した。

事業番号3地域福祉権利擁護事業では、東京都社会福祉協議会からの受託事業で、年度末利用者数は40人、新規契約者数は10人、解約者数は11人、うち生活保護受給者金銭管理支援事業への移行が7人、後見制度への移行が1人だった。主な収入は東京都社会福祉協議会からの受託料で、事業活動収支差額は226万円の赤字となった。

事業番号4成年後見人等受任事業では、法人として成年後見人等を受任する事業で、新規受任者数は40人、うち市長申立は10人、年度末受任数は147人、成年後見人等報酬は4739万円だった。また、武藏野市成年後見人等報酬支払費用助成の上限額が見直され、令和2年度は10件16万6千円の助成を受けた。

事業番号5生活困窮者自立相談支援事業では、コロナ禍により経済的に困窮する市民が増加し、新規相談者数は1,358人、支援者数は述べ5,007人と激増した。同様に、住居確保付金申請者も466人、給付件数も2,718件と激増した。支援実績も面接1,602回、訪問302回、電話5,997

回、メール1,379回となり、それに伴い、職員数も5人に増員し、2月からパートタイマー事務員も増員した。収支は376万円の赤字となった。

事業番号6生活保護受給者金銭管理支援事業では、市からの受託事業で、実利用者数は52人、年度末利用者数は41人、出納回数は1,682回だった。収支は218万円の赤字となった。

事業番号7成年後見制度利用促進事業では、令和2年3月に策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市が設置した中核機関を市とともに運営した。7市合同の市民後見人養成講座を幹事市として開催した。感染防止のため、各自治体で作成したDVDの視聴により実施し、武藏野市からは2人が受講した。

つづいて、そのほかの在宅サービス課の事業について堀田在宅サービス課長から次のとおり説明がなされた。

事業番号8居宅介護支援事業では、介護保険法に基づき居宅介護支援事業を実施した。特定事業所加算算定事業所として24時間連絡体制を確保した。閉鎖する他事業の移行利用者や在宅介護地域包括支援センター等から紹介の支援困難利用者等を積極的に受け入れた。担当ケースは予防、介護、総合事業を合わせて、昨年より59件減の1,570件となった。収支は117万円の赤字となった。

事業番号9訪問介護サービス事業で、新型コロナウイルス流行による利用控えや、新規依頼が減少した事等もあり、派遣時間は20,664.5時間と大きく落ち込んだ。スマートフォンを全ヘルパーに貸与して、記録システムを活用したことにより、職員の超過勤務時間が大幅に減少した。また、感染予防のため、職員作成の動画による研修やオンライン会議を開催した。参加率は90%を超え、集合研修の参加率を大幅に超えている。ヘルパーの感染予防対策として、予防対策用の物品購入費として賃金の総額の1%を毎月支給する等感染予防対策を強化した。収支は281万円の赤字となった。

事業番号10居宅介護サービス事業では、障害者総合支援法による居宅介護サービス事業を実施した。新型コロナウイルスの感染拡大により、サービス実績は減少している。収支は76万円の赤字となった。

事業番号11生活支援事業では、感染対策への理解が難しい認知症利用者が対象のため、ヘルパーには一層の感染対策の徹底を指示した。また、新たに感染症対策レスキューヘルパー事業を受託し、令和3年1月には新型コロナウイルスに罹患した90代の利用者宅へ、サービス提供を行った。収支は173万円の赤字となった。

事業番号11地域包括ケア人材育成センター事業では、介護職員初任者研修は、新型コロナウ

イルス感染拡大防止のため中止した。イベントや「プロジェクト若ば」なども開催できなかつた。安全に研修を開催する方法として、オンラインで研修動画を配信したところ、今まで参加できなかつた遠方の施設から参加があつた、今までの集合研修より参加者が多いなど、収穫もあつた。新規では、喀痰吸引研修を年度内2回開催し、路線バスのデジタルサイネージでの広報などを実施した。

つづいて、方波見所長から高齢者総合センターと北町高齢者センターの事業について次のとおり説明がなされた。

事業番号13高齢者総合センター管理運営事業では、他部署のサテライト事務所として一部施設貸し出しを行つたが、外部団体に対しては感染拡大防止のため中止とした。

事業番号14在宅介護・地域包括支援センター事業では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外出自粛等による心身機能の低下が懸念される。独居や高齢者のみの介護サービス未利用世帯、虐待対象者等に対し、電話による実態把握、及び訪問調査を2回、延べ647件実施した。

いきいきサロンは新型コロナウイルス感染症拡大により運営休止する期間もあつたが、地域支援コーディネーターが中心となり継続運営できるよう支援した。

事業番号15住宅改修・福祉用具相談支援センター事業では、排便に関する冊子を作成し各事業所や市民に配布した。また、自粛による活動量減少に対して武藏野市PT・OT・ST協議会と協働し「おうちで体操」のチラシを作成した。

事業番号16デイサービスセンター事業では、連休となる祝日には臨時開所し、虐待ケース等の臨時利用を受け入れ、セイフティネットとしての役割を果たした。感染予防対策を徹底し、事業を継続した。毎年実施している家族面談は電話相談に切り替え15件実施した。

年間利用者はコロナによる利用自粛、新規の減少、入院、入所による終了者等により大幅に減少し7,586人年間平均稼働率は76.6%となつた。利用者数大幅減少により1960万円の赤字となつた。

事業番号17社会活動センター事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為令和2年7月まで休館とし、8月より一部の講座から順次開講した。また、イベントや施設貸し出しは中止とした。地域健康クラブについても8月まで開講延期としたが、その間、動画配信や体操パンフレットを作成配布し対応した。講座休講、職員退職後の年度内不補充などで、1674万円の黒字となっているが、武藏野市の了承を得て高齢者総合センターの他事業に流用した。

事業番号18北町高齢者センター事業では、新型コロナウイルス感染症対策に努め事業継続に注力した。家族面談は、電話とオンラインを活用し、14件実施した。年間利用者は通所自粛や

新規相談の減少等により大幅に減少し6,483人、年間平均稼働率は77.4%となった。小規模ハウスについては平均年齢89歳を超えており、居住者に安心して自立生活できるよう支援した。

子育てひろば「みずきっこ」については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月から6月まで休館とし、オンラインひろばを開催した。月数回程度であった北町高齢者センターとの世代間交流はオンライン活用で毎日交流するようになった。収支は、利用者の大幅減少により1489万円の赤字となった。

続いて、新谷総務課長から管理費について、福祉公社の管理運営に要した経費で次のとおり説明があった。

令和2年度は、コロナの対策として、衛生用品の確保、テレワークの推進、レイアウト変更等を行い、安定して事業を継続するための方策を実施した。人材の育成では、コロナの影響で多くの研修が中止または延期となり計画どおりに実施できなかった。その代わりに通信教育やオンラインでの研修に注力した。全体研修は、密集を避けるため同じ内容を2回実施したり、動画配信を行うなど工夫した。事業報告会では、部署ごとに動画を作成し配信した。通信教育に18名がチャレンジし全員終了した。また、介護サービス事業向けの動画配信サービスを契約し、35件の視聴があった。市民社協との事業連携については、コロナにより積極的な連携はできなかった。社屋建て替えの検討は、12月に報告書を取りまとめた。

収入について、助成金収入では、両立支援助成金、特定求職者雇用開発助成金、テレワーク助成金などを申請し258万円ほど助成された。寄附金は、主に谷川彌壽子様から遺贈された土地と建物を計上したものである。

続いて、小島事務局長から収支決算について次のとおり説明がなされた。

事業活動収入の決算額の合計は7億4134万8千円、事業活動支出の合計は7億7059万5千円で、事業活動収支差額は、2924万7千円のマイナスとなった。

投資活動収入は、老後福祉基金預金取崩収入の8714万6千円、退職給付引当資産取崩収入161万6千円などで、投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出、減価償却引当資産積立支出、本部事務所建替準備資金積立支出の特定資産取得支出が、3331万7千円で、建物付属設備建設支出、車両運搬具購入支出、什器備品購入支出、建設仮勘定支出、ソフトウェア購入支出などの合計である固定資産取得支出4338万8千円、敷金・保証金支出80万7千円と合わせると7751万3千円となり、投資活動収支差額は1142万9千円のプラスとなった。財務活動収支、予備費支出はなく、当期収支差額は1781万7千円のマイナスとなった。

貸借対照表については、資産の部 資産合計は13億6796万円、負債の部 負債合計は1億46

33万4千円、正味財産の部 正味財産合計は12億2162万5千円となり、負債及び正味財産合計は13億6796万円となった。

統いて正味財産増減計算書について、次のとおり説明がなされた。

経常収益は、基本財産運用益、特定資産運用益、事業収益、受け取り補助金等、受け取り寄付金、雑収益、合わせて7億4134万8千円となり、前年度と比較して4601万円の減となっている。主な要因は、受取寄付金3075万4千円、介護保険収益2171万7千円の減による。経常費用は、給料手当、臨時雇賃金、委託費等を合わせて、経常費用合計7億9052万8千円となり、前年度と比較して3117万7千円の増となった。当期経常増減額は、4918万円のマイナスとなった。

経常外増減の部については、経常外収益は、退職給付引当金について令和2年度末積み立て必要額が、積み立て済み額を上回るため、取り崩しが発生したものである。経常外費用は、老後福祉基金を運用している公債の評価損、本部事務所の情報システム関連の固定資産を処分したことによる除却損である。前年度一般正味財産期末残高に、当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は、8億357万8千円となった。指定正味財産は、現在基本財産のみを計上しており、増減はない。一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は12億2162万5千円で、前年度と比較して4536万円の減となった。

つづいて、正味財産増減計算書内訳表について次のとおり説明がなされた。

決算における公益目的事業会計と収益事業、法人会計の経理区分を明確化し、行政庁に報告するためのもので、「子育てひろば事業」が公益目的事業と認められていないことから、収益事業のその他事業会計として区別している。具体的には、北町高齢者センター事業のうち、「子育てひろば受託事業」に関わる収益、費用について配賦したものである。そのほか、管理費等を公益目的事業従事割合や使用割合により、公益目的事業会計と法人会計に振り分けた後の収益と費用を表したものである。

財務諸表に対する注記については記載のとおりである。

財産目録については、現金、預金、未収金など流動資産合計は2億1776万7千円で、基本財産、特定資産、その他固定資産による固定資産合計が11億5019万3千円で、資産合計は13億6796万円である。未払金など流動負債と退職給付引当金など固定負債による負債合計は1億4633万4千円で、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は12億2162万5千円となる。

統いて安田監事から次のとおり監査の報告がなされた。大久保監事とともに、当法人の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行った。理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、

理事会その他の重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査した。以上の方針によって、当該年度の事業報告と附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査を実施した。監査結果について、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めた。理事の職務の執行に関する不正の行為、または、法令・定款に違反する重大な事実は認められなかった。計算書類、その附属明細書、財産目録等について、当法人の財産及び損益の状況、全て重要な点において適正に表示しているものと認めた。重大な後発事象はない。

議案第2号及び議案第3号に関連して次の質疑応答があった。

大野理事 コロナ対策としてテレワークを推進してきたが、分散勤務、在宅勤務、時差出勤はどの程度利用され、どの程度密が回避されているのか。

新谷総務課長 事業によって差はあるが、在宅勤務は1割程度、時差勤務は電車通勤の職員では4割ほどの利用となっている。

大野理事 そのような中で密対策はどのように行っているのか。

新谷総務課長 職員全員に個人用のパーテイションを用意し、飛沫を防ぐ対策をしている。

小島事務局長 第1回目の緊急事態宣言時は、分散勤務、在宅勤務を徹底した。在宅勤務は1割程度だが、日中はほとんど外出している職員が多いので、時差出勤を利用していることもあり、密な時間帯はそれほど多くはない。

黒竹理事 令和2年度のイベントはかなり大規模に中止しているが、今年度に入っても同じように中止しているのか、それとも緩和して実施しているのか。

小島事務局長 社会活動センターの講座は、人数を制限して開講している。イベントの開催はいまだ見合せている状況である。

黒竹理事 今年度も収支はかなり厳しい数字となりそうな見込みか。

小島事務局長 利用者の自粛や利用控えもありかなり厳しくなるものと考えている。

そのほか、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第2号議案第3号は、1件ずつ採決の結果、全会一致で本2案は承認された。

日程第3 議案第4号 黒竹光弘理事の競業取引について

日程第4 議案第5号 黒竹光弘理事の利益相反取引について

萱場理事長から一括審議の申出がなされ、ほかの理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

小島事務局長から、次のとおり説明がなされた。

競業取引については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律84条1項1号において、理事が自己又は第三者のために公社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、当該取引につき重要な事実を開示し、理事会においてその承認を受けなければならないとされていることから、承認を求めるものである。

利益相反取引については同法律84条1項2号において、理事が自己又は第三者のために公社と取引をしようとするときは、当該取引につき重要な事実を開示し、理事会においてその承認を受けなければならないとされていることから、黒竹理事は次回評議員会にて任期満了し、再任を予定していることから、次の任期である令和3年度と令和4年度について承認を求めるものである。なお、同法92条により報告義務がある。令和2年度の取引は、令和元年度第1回理事会で承認された範囲である。また、社会福祉法人武藏野とも同様の取引があるが、前理事長である安藤理事は公社理事を今任期で退任され、現理事長である渡邊氏を福祉公社理事に推薦する議案を提出することとなっている。渡邊氏が理事に承認されたあと、次回理事会にて同様の議案を上程したいと考えている。

議案第4号及び議案第5号について、理事及び監事から質疑意見はなく、1件ずつ採決の結果、利害関係人を除く全会一致で、本2案は原案のとおり承認された。

日程第5議案第6号公益財団法人武藏野市福祉公社理事長(代表理事)の選定について

小島事務局長から、提案理由について、萱場和裕理事長から辞任届が提出されたことに伴い、定款第23条第2項により、理事長(代表理事)の選定を求めるものである、と説明がなされた。

萱場理事長から理事に対し理事長候補者を推薦するよう求めがあった。黒竹理事から、森安東光(もりやすはるみつ)理事を理事長(代表理事)に推薦する提案がなされた。ほかの理事から意見はなく、採決の結果、全会一致で、森安東光(もりやすはるみつ)理事を理事長(代表理事)に選定することが可決された。

新しい理事長に選定された森安理事から次のとおり挨拶があった。

事業開始40周年の節目の年に理事長に就任することを大変光栄に思うとともに責任の重さも痛感している。理事及び監事の皆様には引き続き福祉公社へのご指導ご支援のほどをお願いいたしたい。また、萱場理事長には5年間福祉公社を牽引されてきた。振り返れば萱場理事長の在任した5年間は福祉公社が新しい事業領域に踏み出した時代、職員の労働条件が大幅に改善された時期でもあった。コロナ禍の非常事態の中で一定の緊張感はあるが、職員が安心して働き続けることができた。ご利用者、市民の皆様が住み慣れたまちでいつまでもすごすためには、それを支える職員が安心して働くという環境は欠かせないものである。そのことを引き継ぎながら武藏野市の福祉を先頭に立って推進する意気込みで職員とともに邁進していきたい。

日程第6 議案第7号 評議員会に提出する理事候補者の推薦について

小島事務局長から、提案理由について、次のとおり説明がなされた。
本理事会から評議員会に対して推薦する理事候補者について、承認を求めるものである。渡邊昭浩氏は、武藏野市の高齢者支援課長を経験されており、令和3年3月に市役所を退職され、4月より社会福祉法人武藏野で常勤理事として勤務したのち、この6月1日から安藤理事長の後任として理事長に就任されている。

議案第7号に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で、渡邊昭浩氏を評議員候補者として評議員会に推薦することに決した。

日程第7 議案第8号 公益財団法人武藏野市福祉公社の利用者等からの苦情への対応に関する規程に定める第三者委員及び公益財団法人武藏野市福祉公社公益通報への対応に関する規程に定める第三者委員の選任について

小島事務局長から提案理由について、公社への苦情を解決するために体制を整備すること、及び、公益通報者保護法の趣旨にのっとり、法が規定する労働者からの公益通報に適正な処理を行うため、三上義樹氏、浜崎宏氏、柄折暢子氏を第三者委員に選任することについて、承認を求めるものである、と説明がなされた。

議案第8号について理事及び監事から質疑意見はなく、候補者ごとに採決の結果、全会一致で、三上義樹氏、浜崎宏氏、柄折暢子氏を同2規程に定める第三者委員に選任することが承認された。

日程第8 議案第9号 令和3年度第1回評議員会の開催について

小島事務局長から、提案理由について、次のとおり説明がなされた。

定款第17条の規定により、「評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要のある場合に開催する」とされており、第18条の規定により、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。」とされていることから、別紙議事日程（案）のとおり開催することについて、承認を求めるものである。

日程第5議案第4号 理事の再任については、大野理事、黒竹理事、千種理事の任期が満了となることから、再任について承認を求めるものである。

日程第6議案第5号 監事の再任については、安田監事、大久保監事の任期が満了になることから、再任を求めるものである。

日程第7議案第6号 評議員の再任については、鈴木評議員、江幡評議員、岩岡評議員の任期が満了になることから再任を求めるものである。

議案第9号に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で承認された。

日程第9 報告事項1 第三期中長期事業計画進捗報告

小島事務局長から、第三期中長期事業計画は、令和2年度が計画期間5年間の2年めで、令和2年度に新たに取り組んだことなどを中心に、次のとおり報告された。

取組目標の「家族や親族がいなくても安心して生活できる」では、つながりサポート事業のオプションとして日常的金銭管理サービスを導入しましたが、まだ利用者はいない。また、緑町パークタウンでの移動販売の支援を行った。

取組目標「社会参加の促進」では、新型コロナウイルス感染拡大のため、多くの事業が中止となった。再開にあたっては、参加人数を制限し、感染予防対策を徹底した上で実施した。

取組目標「福祉人材を育成する」については、啓発イベントや「プロジェクト若ば」は休止でしたが、喀痰吸引研修を初めて実施したほか、動画配信などを活用して各種研修を実施した。

取組目標「新しい福祉機能を開発し市に提案する」では、事業報告会を、各部署が作成した動画の視聴により、実施した。

取組目標「民間の福祉サービスを牽引する」では、訪問介護事業においてシステム導入により記録報告等の事務の効率化を図った。

取組目標「社内の人材育成」では、通信教育の助成を強化し、参加を促した。取組目標「効率的な事業運営」については、本社社屋の建替えについて公社内で検討を行い、報告書を取りまとめた。

取組目標「健全な財政運営」では、成年後見報酬の助成金額が増額となった。

取組目標「社協との事業連携」については、新谷総務課長から次のとおり説明がなされた。

令和2年度は、宣伝媒体における相互乗り入れやボランティア活動の支援などを計画していたが、コロナ禍によりイベント等が実施できず積極的な連携はできなかった。事業連携推進委員会は、年2回実施を予定していたが、2回目の3月は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。令和3年度については、実施予定のうち、今年度実施可能な連携策について実施するとともに、平成29年度に報告した事業連携推進委員会報告書に掲載している具体的な事業連携内容については、見直しをしていきたいと考えている。

報告事項1に関連して、次のとおり質疑応答がなされた。

安藤理事 社協との事業連携はどのような頻度で実施されているのか。またこの事業連携の行く末はどの程度検討しているのか。

小島事務局長 事業連携推進委員会は年2回実施することとし、3月にはその年度の連携事業の報告と次年度連携予定策の検討、7月には中間報告を行っている。令和2年と3年は、3月の委員会をコロナの影響で中止している。

事業連携の行く末は、現在懸案となっている事柄が解消されれば、統合に向けて推進していくと考えている。本部事務所の建て替えについても統合を見据えて、社協の職員とも一緒に検討していきたい。

千種理事 事業連携の1歩として、双方の広報誌を活用してほしい。また、地域社協との関係をどのように担っていくのか明確にしてほしい。総合相談窓口との関係について同じ。社協と公社と社福武蔵野もそれぞれ事業計画に位置付けているので連携してほしい。

新谷総務課長 広報誌の相互乗り入れについて今年度実施の方向で検討を進めている。

この他、理事及び監事から質疑意見はなく報告事項1は終了した。

日程第10 報告事項2 理事長及び常務理事の職務執行状況について

菅場理事長から昨年12月の令和2年度第3回理事会で報告して以降、今日までの職務執行状況について次のとおり報告がなされた。

今期も新型コロナウイルス感染の拡大が沈静化する気配はなく、1月7日には緊急事態宣言が再発出され、3月21日には解除されたものの4月23日には三たび緊急事態宣言が発出され、6月20日まで再延長という状況は承知のとおりである。しかも変異株による感染力拡大により「自粛疲れ」「自粛慣れ」と相まって予断を許さない状況となっている。この1年余りは、新型コロナウイルス感染拡大によりイベントや事業の一部を中止または延期するなど思ったような事業の進捗は達成できなかった。生活困窮者自立相談事業の利用者が急激に増加して、これに対応する相談支援職のスキルアップに繋がったこと、感染症対応緊急ヘルパーの派遣を市から受託して10日間毎日交代で新型コロナウイルスに感染した利用者の訪問介護にあたったことは、担当した職員だけでなくホームヘルプセンター全体の自信につながったこと等、決してマイナス面だけでなく、公社の組織力が強化されたプラス面もあったと考えている。

職員の人事について、今年の春は、定年退職者ではなく、生活自立支援センターはじめとする業務量の増加及び職員1名を市の基幹包括支援センターへ派遣するよう要請があったことなどから、専門職3名、一般職2名を4月1日付で新規採用した。この他は、コロナ禍に伴い業務自体が安定的に遂行できにくく、臨機応変の業務執行が求められることもあって権利擁護課と生活自立支援センターの新設という組織改正に伴う異動と昇任が主なものとなった。本来は、異動により気分を一新するとともに、公社職員としての知識・経験の幅を広げスキルアップして組織の活性化を図りたいところだが、残念ながら今回はコロナ禍のため最小限の人事異動しか実現することができなかった。

1月19日火曜日に市から「感染症対応緊急訪問介護事業」に該当する依頼があった。丁度この日から私も毎週火曜日在宅勤務についていたが、この件で急遽出勤し、ホームヘルプセンター内の打ち合わせに立ち合い、4名の職員から自ら進んで担当の申し出があった。新型コロナウイルスに感染している89歳の男性で、入院するまで間、土日を含む10日にわたって職員が2名ずつ2組交代で訪問介護にあたった。万全の感染予防対策を取って、無事一人も感染することなく入院までの在宅生活を支えることができた。

2月25日から4日間かけて令和3年度予算のヒアリングを行った。やはり新型コロナウイルスの影響が懸念される中で、何ができるか精査しての予算編成となった。デイサービス事業などの委託事業の赤字を成年後見事業などの自主事業の黒字で穴埋めするといった本末転倒な状

況がより一層鮮明になった予算となった。

2月4日5日と二日間をかけて総合職の昇任面接を行った。些か意地悪な質問もしたが、いずれの職員も前向きな発言が聞かれ、全員合格とした。

4月1日付で職員5名新規採用するにあたり、これはという職員を採用するまでかなり苦労した。1月23日、3月5日、11日、15日、29日と面接を繰り返し、ぎりぎり間に合わせた。ふた月経過してそれぞれの職場に馴染み、戦力になってきたと思っている。

今年の事業報告会はvimeoというweb上のシステムを利用して3月半ばに実施した。管理職による審査と全職員による投票によって優秀作品を決定し、表彰状と副賞を手渡した。コロナ禍によって新しい形を工夫して実施できたことを大変嬉しく思っている。

3月20日には市役所の会議室において喀痰吸引等研修実績報告並びに令和3年度の実施予定について決定した。現在この研修を受けたホームヘルプセンターの職員が、実際に胃ろうを造設した利用者の訪問介護に入っている。

4月8日にホームヘルプセンターの研修を動画で提供する一環で、理事長あいさつの動画撮影を行った。

4月16日に笹井副市長に面会し、ワクチン接種の申請はじめ新型コロナウイルス対応の状況について情報交換を行うとともに福祉公社の運営について協議した。

4月22日から3日間をかけて中長期事業計画の令和3年度計画のヒアリングを事業ごとに行った。

5月28日大久保監事にお越しいただき、期末監査を実施した。コロナ禍への対応を中心に令和2年度の公社の様々な工夫について好評価をいただいた。

新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な事業・サービスが予定通り実施できないという状況に至ったことは甚だ残念ではあったが、これにめげることなくそれぞれ工夫して新しい事業執行に職員が前向きに取り組んでいたことは感謝している。理事及び監事の皆様には、森安新理事長のもと引き続き協力を賜りたい。

続いて、小島常務理事から、前回の報告以降の職務執行状況について、次のとおの報告がなされた。

昨年4月の緊急事態宣言の発令にあたり実施した分散勤務において、高齢者総合センターで勤務することとした。緊急事態宣言解除後も高齢者総合センターで勤務を続けていたが、今年の1月8日から3月21まで、再度緊急事態宣言が発出されたこともあり、結局今年の4月1日

の三鷹サテライトオフィスの開設に合わせて、私は本部に戻ることとした。

生活自立支援センターが担当する生活困窮者自立支援事業は、昨年4月に緩和された住居確保給付金の要件が戻され、プランの作成及び就労活動を厳格に行うようになったことや、支給期間の延長、さらに、総合支援資金の貸し付けにあたっては自立相談支援機関である自立相談支援センターとの関わりが必須となるなど、生活自立支援センターの業務量は増加傾向にある。今年4月から三鷹サテライトオフィスでの勤務が始まり、私と管理職が交代でサテライトオフィスにて勤務し、業務状況を見守っている。私も週に1回、サテライトオフィスで勤務しているが、2か所の相談スペースはほぼ使用されている状況である。電話も含め、相談に時間を要することが多く、困難なケースが多いことがうかがえる。国ではこの7月から、生活困窮世帯に最大30万円の自立支援金を給付することとなっていますが、市の担当課ではこの業務を自立支援の事業とともにやってほしいとの意向もあるようである。福祉公社で業務を受託するとしても、現状ではその担い手が不足しており、どの程度業務を受託できるかを折衝していきたいと思っている。

昨年4月から、福祉公社では武蔵野市とともに成年後見制度利用促進に係る中核機関を運営している。また、令和2年度末の成年後見人等の受任者数は147人と令和元年度末に比べ18名増えている。武蔵野市は、1人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯の割合が高いと言われており、成年後見制度の必要性はさらに高まると思われる。昨年度は、福祉公社が幹事となり、7市の合同による市民後見人等養成基礎講習を実施した。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、各市が担当した項目のDVDを作成し、受講生はそのDVDを視聴するという方法での講座だった。新型コロナウイルスの感染拡大が収束したとしても、研修を実施する上での動画の活用は必須となるので、その効果の確認と、制度そのものの理解のために、私も受講することとした。期間は2月から3月の2か月間だが、講師は、各市で成年後見制度に携わる方々であり、制度の内容や、担当者のご苦労がよくわかる内容で、成年後見制度の理解を深めるいい機会となつた。

新年度を迎えるにあたり、例年では4月に公社職員向けの全体研修として、理事長講和とコンプライアンス研修を行っていた。昨年度は、理事長講和を実施することができず、コンプライアンス研修を情報セキュリティ研修とともに7月に実施した。今年度も、年度当初が、まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の発令中となったため、今回はオンライン配信で実施した。コンプライアンス研修については私から、法令順守の重要性を伝えた。また、情報セキュリティ研修についてはITコンサルタントの吉見氏から話を伺った。福祉公社では、職員にパソコン、

タブレット、スマートフォンといった情報端末を貸与しており、個人情報を扱うことから、その取扱いについては十分な注意が必要である。今後もコンプライアンスとともに情報セキュリティの重要性を定期的に伝えていきたい。なお、福祉公社では、各セクションの研修や会議などを、動画配信やオンライン会議のシステムを活用して実施していますが、できる限り視聴し、参加するようにしている。

この5月から始まった新型コロナウイルスのワクチン接種については、65歳以上の方から接種が始まっていますが、職員で接種しているものは数名にとどまっている。ワクチンの接種にあたっては、副反応として、特に2回目の接種後に、発熱や頭痛などの症状の出る方が4割を超えるとのデータがある。そこで、福祉公社としては、職員の接種にあたり、2回目の接種の翌日は体調の変調の有無にかかわらず、原則として特別休暇とすることを決定した。なお、1回目の接種に際しても、発熱などがあった場合は特別休暇を取得できるようにした。

報告事項2に関して、つぎの質疑応答があった。

安藤理事 在宅勤務について、パソコンの使用などについて取り決めはあるのか。

新谷総務課長 在宅等勤務に関する取扱い要綱を定めて運用している。ファイルサーバーへのアクセスは貸与のパソコンからのみ可能となっている。貸与のパソコンを持ち帰って在宅で業務を行っている。

大野理事 コンプライアンス研修について伺いたい。小島常務理事は個人情報について話されたのか。

小島常務理事 広い解釈で法令遵守について話をしたあと、各論として個人情報や情報セキュリティについて話をした。

大野理事 ヘルパーも同じ内容を視聴したのか。

小島常務理事 ヘルパー向けのコンプライアンス研修は別に実施している。今回は、職員向けの研修も動画配信したので、せっかくなので視聴してもらった。

このほか、理事及び監事から質疑意見はなく、報告は終了した。

本日の理事会はweb会議システムを用いたが、終始支障はなく、以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、萱場理事長は令和3年度第2回理事会の閉会を宣言した。

本日が任期最後の理事会となる萱場和裕理事長及び安藤真洋理事から退任の挨拶があった。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和3年6月11日

議長（理事長）萱場和裕



議事録署名人（監事）安田大



議事録署名人（監事）大久保実

